

# クリエイト かわら版



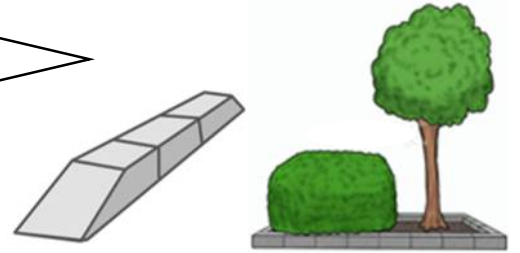
第 184 号

令和 8 年 2 月

## クリエイト通信(不動産のはなし) 社長 山下 哲也

「歩道の切り下げ」のはなし

以前土地の売買の際にあったはなしです。



浜松市の中心部や区画整理事業の行われた地区では、民地(個人の土地)と道路の間に歩道が整備されています。歩道は縁石(えんせき)によって道路とは分けされていますが、「切り下げ」(縁石が無く道路とフラットになっている)されている箇所があります。これが無いと車の出入りが出来ませんからね。歩道の縁石の切り下げ部分には、一応市の基準(浜松市道路工事承認基準)があり、例えば切り下げ幅は一般的な乗用車の乗り入れでは、6m 以内の必要最小限となっていて、6m を超える場合は理由書の提出を求められます。他にも設置の箇所(横断歩道及び前後 5m 以内はダメとか)やいくつかの制限があるのですが、ところでもし家を建て直したりしてガレージの位置が変わり、当初からあった「切り下げ」の位置を変えたいとなった場合、どうすれば良いでしょうか。

答えは「切り下げ」の位置は移動出来ます。費用は当然自費になってしまいますが、好きな位置に新たに「切り下げ」を作る事が出来ます。(もちろん前記の「浜松市道路工事承認基準」の制限がありますが)但し基本的にはもとにあった「切り下げ」箇所は塞いで縁石にしなければいけません。

因みに「切り下げ」を移動しようとしたら丁度その位置の歩道上に「植栽」や「街路樹」があつて、車の出入りの邪魔になってしまった場合はどうでしょうか? 答えは「植栽」や「街路樹」も移動出来ます。(もちろん自費です。) なので間違っても、以前問題になった中古車販売業者のように「植栽」や「街路樹」に除草剤を撒いて枯らしてしまおう、という事は止めておきましょう(笑)。



## 2・3月の上映作品



安楽死特区 (日本)  
2月6日(金)~2月26日(木)



喝采 (アメリカ・PG12)  
2月13日(金)~2月26日(木)



YADANG ヤダン (韓国・R15+)  
2月13日(金)~2月26日(木)



旅の終わりのたからもの  
(ドイツ、フランス)  
2月27日(金)~3月12日(木)



万事快調 オール・グリーンズ (日本)  
2月27日(金)~3月12日(木)



金子文子 何が俺をこうさせたか (日本)  
3月6日(金)~3月19日(木)



センチメンタルバリュール  
(ノルウェー)  
3月13日(金)より上映予定



Black Box Diaries  
(イギリス、アメリカ、日本)  
3月20日(金)より上映予定



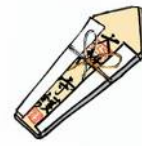
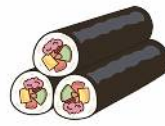
WHO? (日本)  
3月27日(金)~4月2日(木)



浜松市中央区田町 315-34 笠井屋ビル 3F  
TFL 053(489)5539  
URL <http://cinemae-ra.jp>

本チラシをお持ちの方、3名様までお一人1,400 円に割引致します。有効期限: 2026年 3月末まで

## 開運アドバイザー 大庭 佳高 先生



### 令和8年恵方置きと恵方受けのお話

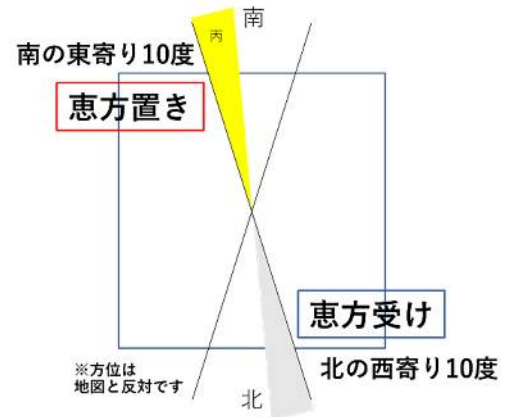
令和8年、1月からいろいろありましたね。とはいうものの、九星気学や家相では旧暦を使うため、立春（今年は2月4日）から新しい一年となります。昨年も「恵方置き」、反対側に神様に関するものを置く「恵方受け」のことを書かせていただきましたが、今回は今年の説明になります。

今年の恵方は<sup>ひのえ</sup>丙方位、南30度のうち東寄り10度。コンビニなどでは南南東と言っていますが、厳密にいうと間違いです。

家（部屋）の中心から見て南方位に五黄土星にちなんだものを置くのが今年の恵方置き。五黄土星は腐敗や中央などを表すので少し難しいところがあるのですが、黄色いものを置くことがいいでしょう。

また、反対側の北方位には神社でいただいたお札や、破魔矢などを置くといいです。我が家がパワースポットになり、家族全員にいい影響があります。一年間明るく発展的に過ごすことができますよ。

（磐田結婚相談サービス代表 大庭佳高）



## 司法書士のはなし 小楠 展央 司法書士

「デジタル遺言創設答申へ」「遺言書パソコン作成OK」「PCでデジタル遺言作成可能に スマホも」  
「パソコン作成のデジタル遺言、法制審が要綱案 手書き負担を軽減」



いま、「遺言」「要綱案」というキーワードで検索すると、検索サイトでこれらの見出しがいくつも表示されます。これらの見出しのリソース（源泉）は、法務省法制審議会民法（遺言関係）部会において取りまとめられ、公表された「民法（遺言関係）等の改正に関する要綱案（案）」です。

前掲見出しだけを読むと、全文自書しなければならなかった自筆証書遺言の作成方法が緩和され、パソコンで文字入力する方法で作成したもので遺言として認められるようになった、そんな印象を抱くかもしれません。確かにそうして作成された電磁的記録（筆者注：まだ要綱案（案）です。いまはひとまずPDFファイルをイメージしてみてください。）も遺言として認められる方向ではあるのですが、それは自筆証書遺言の作成方法を緩和したものではなく、これまでになかった遺言の作成方法を新たに創設することによって実現しようとしています。

また、自筆証書遺言と比べて全文自書する手間は緩和されますが、その一方で自筆証書遺言にはない新たな手間暇を別途かける必要があります。なりすまし防止や遺言者の真意担保の要請からですが、電磁的記録であれば電子証明書を用いて電子署名し、加えて法務局にいる遺言書保管官の本人確認を受け（要綱案（案）では、遺言しようとする者が全文を口述するなどの方法が考えられています。）、その遺言を法務局に保管してもらうことになりそうです。

今後、（案）が取れて要綱案となり、それに基づいて法律の条文案が作られ、内閣法制局の審査をパスし、内閣の閣議決定を経て国会に提出され、国会審議ののち可決されて改正法が成立することになります。また、改正法が成立してもすぐに施行されるわけではなく、一定の期間を定め、その期間中に改正法を具現化するために必要な法務省令や体制を整備したうえで施行されます。そうしたプロセスの中で、どれだけ使いやすいものになるか、まだまだ注視していく必要があります。

### ☆無料個別相談会のお知らせ

※毎月第3土曜日 午前9時～午前12時

相談予定日 2月21日・3月21日 お電話にてご予約下さい **TEL447-7941**



不動産・相続アドバイザー

クリエイト・ジャパン 浜松西株式会社

〒432-8061 浜松市中央区入野町16102-10

TEL 053-447-7941・FAX053-447-7948

Eメール: [curieito@ka.tnc.ne.jp](mailto:curieito@ka.tnc.ne.jp)

HP: <https://www.curieito.co.jp>